

第七十四回
帝國議會
貴族院

森林法中改正法律案特別委員會議事速記録第四號

昭和十四年三月十日(金曜日)午前十時八分開會

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ是ヨリ開會致シマス

○子爵梅園篤彦君 林業種苗法案ニ付キマシテ、チヨット此ノ際山林局長ニ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、私共素人考デハ此ノ適種適木トカ、適地適木トカ云フヤウナコトハナカノムツカシイ問題ダト思フノデアリマス、何シロ多年ノ經驗ガナケレバ其ノ結果ヲ知ルコトガ出來ナイト云フヤウナ森林ノコトデアリマスカラ、勢ヒ長イ過去ノ經驗ニ依ラナケレバナナイ譯デアリマス、左様致シマス、結局何十年カノ過去ノ經驗ノ統計ニ依ルコトトナル次第デアリマス、然ルニ由來統計ノ正鵠、正確ヲ期スルト云フコトハ、ナカノ困難デアリハシナイカタ思フノデアリマス、殊ニ森林ニ付キマシテハ一層困難デアリハシナイカタ思フノデアリマス、仍テ此ノ適種適木適地ヲ決定致スコトモ、非常ニ困難ナ問題デアラウカト考ヘラレルノデアリマス、適地適木ト云ツタ問題ニ付キマシテハ、既ニ十分ニ御研究ニナツテ居リ、又立派ナ統計モ出來テ居ルト思

ヒマスガ、念ノ爲ニ是等ニ付テ御説明ガ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(村上富士太郎君) 此ノ本法ニ謂ヒマス適地適木ト云フ意味ハ、森林法ニ謂ヒマス適地適木ト云フ意味ヨリ非常ニ廣イ意味ニナツテ居リマス、從ツテ杉ニ於キマシテモ、例ヘバ吉野杉ナラ吉野杉ノ此ノ適地ハ何處ト何處ト云フヤウナコトヲ指定シヨウト、斯ウ思フノデアリマス、從ツテ吉野杉ノ頒布區域ト致シマシテハ、東海道カラ近畿地方、ソレカラ中國ト、斯ウ云ヤウニ廣クソレヲ指定シヨウト思ヒマス、實際更ニ之ヲ施業案等デ申シマスル時ニハ、更ニソレヲ山ノ上ノ方ハイカヌト云フヤウナ時ハ、是ハ施業案デサウ云フコトハ決メマスケレドモ、此處ニ所謂吉野杉ヲ植エテ宜シイト云フ所ハ、廣イ意味ニ於テ、廣イ區域ニ於テ指定シヨウト斯ウ思ツテ居リマス、是ハ現在國有林ノ種ヲ配付致シマスノハ、農林省ノ告示決メテ居リマス、大體ソレヲ骨子ト致シマシテ、今度按配シテ行カウカト、斯ウ思ツテ居リマス、ソレデハハ勿論總テノ造林ニ付テサウ云フ詳シイ研究ヲマダ遂ゲテ居リマセヌ、從來ノ造林成績ニ鑑ミマシ

テ、ハッキリシテ居リマス所ノ樹種ダケヲ茲ニ網羅スルノデアリマス、ソコデ此處ニ舉ゲマシタ種類ノ種苗ダケヲ先ヅ林業種苗法ニ依ツテ適用シヨウト云フノデ、サウ云フ點カラ出來テ居リマス、將來闊葉樹ニ於キマシテモ、更ニ研究ガ進ミマスレバ配布區域ノ指定ヲ致シタイト、斯ウ考ヘテ居リマス

○子爵梅園篤彦君 只今ノ山林局長ノ御説明ニ依リマシテ、能ク分リマシタノデゴザイマス、就キマシテハ本法第十條ニハ「行政官廳必要アリト認ムルトキハ種苗ノ種類ニ應ジ之ニ適スル配付區域ヲ指定シ」トアリマスルカラ、只今局長ノ御説明ニナリマシタヤウナ方法ニ依リマシテ、適當ナル區域ヲ御指定ニナルコトト思ヒマス、仍テ是ハ固ヨリ適地適木主義ヲ御實施ニ相成ルコトト存ジマスルノデ、誠ニ結構ナ次第デアルト思ヒマス、然ルニ之ニ續キマシテ「又ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ種苗ノ輸出若ハ輸入ヲ制限シ若ハ禁止スルコトヲ得」トアリマシマス、其ノ勅令ノ内容ハドンナモノデゴザイマセウカ、御説明ヲ願ヒマス、尙「配付區域ヲ指定シ」トアリマスルカラ、是ハ勿論指定スルト云フ文字解釋カラ、當然適地適

木主義ヲ強制スルト云フ意味デアルト考ヘルノデアリマスルガ、念ノ爲ニ此ノ指定ハ強制ヲ許スモノデアラカドウカ、併セテ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○政府委員(村上富士太郎君) 此ノ勅令ニ依リ種苗ノ輸出若シハ輸入ヲ制限シ、若シハ禁止致シマスルノハ、此ノ法律ガ出マシテ直チニ實行スベキ所ノモノハゴザイマセヌト思ヒマス、但シ今日一番外國ニ出スノハ落葉松ノ種デアリマシテ、是ガ大分外國カラ需要ガ多イノデアリマス、ソレガ爲ニ落葉松ノ種ガ稍、騰貴シテ居ルト云フヤウナ傾向ニナツテ居リマシテ、今年ナド或國カラ莫大ナル數量ヲ申込デ居リマス、斯様ナコトヲ致シマス、内地ノ落葉松ガ非常ニ拂底スルト云フヤウナ嫌モアリマスノデ、其ノ弊ガ甚ダシクナリマシタ時ニハ勅令ヲ以テ左様ナ落葉松等ニ付キマシテ輸出ヲ制限シタイト云フコトガアルカモ知レナイ、斯ウ考ヘテ居リマス、此ノ法律ガ出マスト直チニ實行スル意味デハゴザイマセヌ、次ニ此ノ配付區域ノ方ハ、前ニモ申上ゲマシタヤウニ、直グニ吉野杉デアレバ之ヲ北國ノ方ヘ持ツテ行ツテハイカヌ、即チ

其ノ配付區域ヲ大體關東地方カラ東海道、近畿地方、中國地方ト云フヤウナ所ニ限ル、斯ウ云フ譯デアリマス、是ハ一ツノ強制的規定デアリマス、併シ東海道ノ中デアレバ其ノ位置、標高何「メートル」以上ハイカストカ、或ハ乾燥地ハイカストカ、或ハ花崗岩質ノ所ハイカストカト云フヤウナコトハ是ハ申シマセヌ、是ハ森林法ノ方ノ施業案デサウ云フコトハ決メテ戴クノデ、此處デサウ云フコト迄ハ迎モ此ノ法律トシテハ實行ガ出來ナイト思ヒマス

○男爵三須精一君 私ハ森林法改正法律案ニ付テ二點伺ヒタイト思ヒマス、現在我が國ニ森林會社ト云フモノガアルト思ヒマスガ、此ノ内容、現在ノ活動狀況竝ニ將來ノ之ガ發展見込ニ付キマシテ、當局ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス

○政府委員(村上富士太郎君) 森林會社ト云フノハ……

○男爵三須精一君 例ヘバーツノ會社ノ組織ガアリマシテ、例ヘバ秋田木材會社ガアリマシテ、ソレノ附屬ニ山ヲ持ッテ居ル會社ガアルドラウト思ヒマスガ、サウ云フ會社ハアリマセヌデセウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 森林ダケノ會社ト云フノハ實ハ極メテ少ウゴザイマシ

テ、私共ノ記憶シテ居リマス所デハ宮城縣ニ、社名ハハッキリ覺エテ居リマセヌガ、確カ植林會社ガゴザイマス、是ハ其ノ地方ノ相當ノ資産家ガ集ッテ出資サレテ居ル所ノ會社デアリマシテ、造林以來既ニ相當ノ年月ヲ經テ居リマシテ、マダ配當ハヤッテ居ラヌヤウデアリマスガ、資産其ノ他ハ堅實デ、將來有望ト目サレテ居ル會社ガゴザイマス、其ノ外デハ最近ニ至リマシテ王子製紙會社ガ資本金一千萬圓デ造林會社ヲ造リマシタ、是ハ昨年カ一昨年カノ設立デゴザイマシテ、ソレニ依リマシテ是カラ著々造林計畫ヲ整ヘテ居リマス、ソレ以外ニハ大規模ノ山林會社ト云フモノハ私聞イテ居リマセヌ、唯此ノ木材ノ方ノ製品ヲ造ル、斯ウ云フヤウナ會社ニ關シテハ、只今御指摘ノ秋田木材其ノ他相當有力ナ會社ガ相當ゴザイマス

○男爵三須精一君 只今御話ノヤウナ森林殖産會社ト云フモノハ、此ノ度ノ改正法律案ガ制定サレマスト、其ノ關係ハドンナ風ニナリマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 其ノ森林殖産會社等ハ、勿論是ハ法律ニ基ク施業案デハゴザイマセヌケレドモ、相當ナ技術家ヲ雇入レマシテ、施業案ヲ作ッテ造林ヲシテ居リマ

ス、ソコデ設立以來茲ニ數十年、無配當デサウ云フヤウナ事業ヲ經營シテ居ルヤウナ會社デゴザイマスカラ、無論此ノ森林法等ニ依リマシテ一層堅實ヲ期シ得ルト考ヘテ居リマス、其ノ外施業案ニ付キマシテハ、大キナ方々ガ持ッテ居ラレル所ノ私有林等ニ付キマシテハ、既ニ時代ニ醒メラレテ大分施業案ヲ作ッテ居ラレルヤウナ所ガ多ウゴザイマス、例ヘバ、大倉男爵ノ是ハ會社デアルカ、或ハ大倉男爵個人ノ御所有デアルカ、ソコ迄ハ私知りマセヌガ、靜岡縣ノ井川村ノ私有林二萬四千町歩ニ付キマシテ一昨年ヨリ技術者ヲ雇入レテ目下施業案編成中デアリマス、又宮崎縣ノ内藤子爵ノ山一萬數千町歩アリマスガ、是モ山林ノ技術者ニ依リマシテ目下施業案編成中デアリマス、其ノ外東京電燈ノ所有ノ群馬縣ノ一萬數千町歩、是モ只今施業案編成ノ計畫中デアリマス、是等ハ森林法改正ト離レテサウ云フコトヲ著々御實行ニナッテ居ルト思ヒマス、其ノ外デモ大キナ所有者ハ法律ニ俟タズシテ施業案編成中ノモノガアリマシテ、大キナ所有者トシテハ當然是ハ施業案ヲ編成シテ、合理的ニ御經營ニナルコトガ、前カラモサウ云フ御希望デアリ、今後ソレガ愈々之ニ依ッテ達成シテ行カレルト、

斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマス

○男爵三須精一君 尙モウ一點ハ此ノ森林ガ一般會計ナル爲ニ、森林收入ニ合スル爲ニ、現在ノヤウナ木材市價ガ高い場合ハ宜シウゴザイマスガ、木材ノ市價ノ安い場合ニハ、相當ノ面積ヲ伐採スルコトニナラナイカト思フノデアリマス、是ガ爲ニ過伐、濫伐ノ虞ガナイカト云フコトデゴザイマス、此ノ度ノ改正法律案ノ目的ハ森林保護政策デアリマスルカラ、之ニ矛盾スルト思ヒマスガ、先般特別會計ノ問題ニ付キマシテハ、ナカ／＼是ハ實施困難ダト云フヤウナ御話モゴザイマスルガ、之ニ對シテ當局ハ如何ナル對策ヲ御持合セニナッテ居リマセウカ、其ノ點ヲ伺ヒタイ

○政府委員(村上富士太郎君) 從來財界不況ノ時代ニ國有林ガ伐リ過ギタ、斯ウ云フヤウナ非難モ一部ニゴザイマシタガ、私共カラ申シマスルト別ニ伐リ過ギタト云フ譯デハナイノデゴザイマシテ、施業案ノ許ス範圍内ニ於テ多少増伐ヲ致シタ、施業案ハ、……國有林ノ施業案デハ二割以内ノ増伐又ハ減伐ヲ認メテ居リマシテ、其ノ際ハ其ノ施業案ノ範圍内ニ於テ増伐ヲ致シタ譯デアリマス、但シ此ノ増伐ニ依リマシテ、時ニ苦境ニアリマシタ所ノ民間林業者ノ方ニ影

響ガアツタ、斯ウ云フヤウナコトモアリマス
ノデ、今後左様ナ場合ニ於テハ十分注意シ
テ、民間林業ヲ不況ニ導カナイヤウニ、國
有林ノ伐採等ニ付テモ十分ニ注意シナケレ
バナラスト思ヒマス、斯様ナコトヲ致シマ
ス爲ニ特別會計ニナリマスコトハ、國有林
經營ノ上カラ云ヒマシテモ私共ハ願ハシイ
コトト考ヘテ居ル次第アリマス、ソコデ
理論的ニ申シマスレバ、國有林ヲ特別會計
ニ致シマスコトガ、是ガ一番宜シイコトデ
アリマシテ、總テ斯ウ云フヤウナ一ツノ事
業ハ特別會計ニ致シマシテ、收支ヲ明カニ
シ、併セテ事業經營ノ確立ヲ期スルコトガ、
是ガ適切ノコトデアリマシテ、此ノ方向ニ
進ムコトニ私共モ努力致サナケレバナラス
ト思ヒマス、但シ之ヲ明年度ヨリ實行致シ
マスカドウカト云フコトニ付キマシテハ、
是ハ色々財政等ノ都合モアリマスノデ、此
處デ明言ヲ致シ兼ねル、斯ウ云フ次第デゴ
ザイマス

喜ンデ居ル次第デゴザイマスガ、之ガ運用
宜シキヲ得ナイ時ハ、造林實行上多大ナル
支障ヲ生ズルコトト存ジマス、質問セムト
スル第一ハ、此ノ法案制定ニ依リマシテ現
在迄不統制ナル種苗ガ或程度取締ヲ受ケ、
種苗共ニ優良ナルモノガ出來ルコトト存ジ
マシテ、誠ニ結構ト思ヒマス、而シテ民間
種苗業者ハ此ノ際十分ナル所ノ連絡ヲ執リ、
國策ニ呼應シテ組合ヲ結成シ、政府ニ十分
ナル指導ト援助ヲ依頼シ、又當局ハ多年實
地經驗深キ當業者ヲ誘導助成シテ、種苗ノ
圓滿ナル配給ヲ行フコトガ必要デアルト思
ヒマス、何故ナレバ今回森林法改正ヲ實行
スル上ニ於テハ、毎年廣大ナル面積ニ造林
ヲ必要ト致スコトデアリマセウシ、之ガ準
備トシテ種苗ノ數量亦多量ナルモノヲ要ス
ルコトト存ジマス、故ニ從來ノ官行種苗園
モ相當ゴザイマスガ、到底ソレデハ需要ニ
間ニ合ハヌコトト存ジマスガ故ニ、民間種
苗業者ノ協力ヲ仰ガネバナラスコトト存ジ
マス、且特ニ山林種子ハ天然ノ支配ヲ受ケ
ルコトガ多大デゴザイマシテ、其ノ又豐凶
ノ度ガ殊ニ著シク、且種類ニ依リマシテハ、
三年目ニ一回ノ結實ヲスル所ノ習性ヲ有ス
ル落葉松種子ノ如キモノモゴザイマス、又
其ノ種子保管ニ於キマシテモ、風穴貯藏ト

云フコトヲスルコトガ必要デゴザイマシテ、
是ハ技術上相當ノ經驗ヲ必要トスルノデゴ
ザイマス、故ニ政府ハ此ノ際種苗業ノ經驗
者ト協力スベキ連絡機關、例ヘバ官民ノ協
議會又ハ研究機關ヲ設置シテ、造林ニ遺憾
ナキヲ期セラレタイト思フノデゴザイマス、
政府ノ所見ハ如何デゴザイマセウカ
○政府委員(村上富士太郎君) 三須男爵ノ
御意見誠ニ御尤ト思ヒマス、今後造林ノ徹
底ヲ期シマスル上カラ云ヒマス、種苗業
者ノ協力ヲ求メルコトガ相當必要ト思ヒマ
ス、現在國有林等ニ於テ實行シテ居リマス
所ノ苗圃ハ、自分ノ山ニ植エルダケニ其ノ
生産量ガヤット足りル位ノモノデアリマシ
テ、到底之ヲ民間ノ造林ノ方ニ割ク餘裕ガ
アリマセヌノデ、民間造林ガ愈々發達致シマ
スレバ、之ニ對スル所ノ種子ハ是ハ種苗業
者或ハ山林會、府縣、斯ウ云フモノノ一致
協力ノ下ニ優良種苗ノ造成ヲ圖ラナケレバ
ナラス、ソコデ只今御指摘ニナリマシタ
ヤウニ、種苗業者ガ一ツノ結成ヲスルト云
フコトハ是ハ必要ダト思ヒマス、是ハ法規
的ニハ別ニ左様ナコトヲ義務付ケテ居リマ
セヌガ、此ノ種苗法ヲ實行致シマス場合ニ
於テハ、少クトモ縣單位ニ於テ相當總ツタ所
ノ種苗者ノアリマス所ニ付テハ、任意團體

デモ結成致シマシテ、是ガ縣及ビ山林會ト
協力シテ優良種苗ノ實行ニ當ルト云フコト
ハ、是非ヤラセナケレバナラスト思ヒマス、
サウ云フ方ニ指導シテ行キタイト思ヒマス、
從ツテ是等ニ對シマシテ相當ノ助成方法ヲ
講ズルヤウナ必要モ起ツテ來ルノデハナ
イカ、是等ノ點ニ付テハ更ニ十分研究シテ種
苗業者トノ連絡協調ヲ全ウシテ行キタイ、
斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマス
○男爵三須精一君 次ニ御尋ネ致シタイコ
トハ、此ノ山林種子ト云フモノハ一般ノ種
子ト違ヒマシテ、殊ニ其ノ發芽歩合ガ非常
ニ惡イノデアリマス、ソレデ落葉松ノ如キ
完全ナ種子ト云ツテモ、是ハ四十パーセン
ト迄ハ立派ナ種子トサレ、又扁柏ノ如キハ
二十五パーセント迄立派ナ種子トサレ居
ルノデアリマス、斯クノ如ク山林種子ト云
フモノハサウ云フ特異性ガアリマスガ故ニ、
從ツテ母樹林ニ付キマシテハ非常ニ廣汎ナ
ル地域ト多クノ母樹ヲ必要トスルノデアリ
マス、第七條ノ規定ニ依リマスルト、母樹
林ニ付キマシテ伐採ヲ停止サレタル場合ニ
ハ、損失ヲ補償スルト云フコトニナツテ居リ
マスノデ、相當私ハ此ノ母樹ノ損失補償ヲ
受ケルモノガアルト思ヒマスガ、其ノ際此
ノ母樹ノ價格算出ヲ如何ニ御決メナリマ

スカ、誠ニ困難ト思ヒマスガ、當局ハ此ノ補償算定ヲ如何ニシテ爲サレマスカ、其ノ點ノ御所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(村上富士太郎君) 母樹ハ是ハ國有林、公有林及び民有林、此ノ方面ヨリ求メタイト考ヘテ居リマス、尙出來得レバ御料林ニモ御協力ヲ願フト云フコトニナツテ居リマス、ソコデ此ノ私有林ニ付キマシテハ、特ニ是ガ種苗業者トシテ自分ノ營業ノ爲ニ母樹林ヲ設定シテ居ルト云フモノヲ除キマシテハ、之ニ對シテハ補償ヲ致スコトニナツテ居リマス、而シテ此ノ補償ノ場合ニ於キマシテハ立木ノ價格ヲ算定致シマシテ、其ノ價格ニ對シテ其ノ母樹トシテ指定サレテ居ル間、其ノ立木ノ價格ノ金利ニ當ルモノダケノモノヲ補償スルト云フコトニナツテ居リマス、而シテ立木ノ價格算定ハ、是ハ從來私共ガ國有林等ニ於キマシテ立木拂下ノ時ニ既ニ十分經驗ヲ持ツテ居リマスノデ、即チ市場價格カラ運搬其ノ他ノ經費ヲ逆算シテ山元ノ價格ヲ定メルコトニナツテ居リマス、サウシテ之ニハ十分ニ精密ナル所ノ價格ノ算定ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、尙之ニ不服ノアル場合ニ於テハ民事訴訟法モ起シ得ルヤウニナツテ居リマス

○男爵三須精一君 次ニ御尋ネ致シタイコ

トハ、此ノ山林種子ノ特異性ガ強クゴザイマスゾデ、特異性ニ依リマシテ非常ニ豊凶ガアルト思ヒマス、年ニ依ッテハ内地全體ガ凶作デアアルノニ、朝鮮又ハ北海道方面ハ豐作ト云フコトガ隨分アルノデゴザイマス、故ニ當局ハ造林實行ノ準備トシテ、内外地ヲ通ジテ連絡機關ヲ設置シテ、配給ノ圓滿ノ完壁ヲ期スル必要ガアルト思ヒマスガ、政府ハ此ノ點ニ付テ如何ニ御覽ニナルデアリマセウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 是ハ此ノ法律ハ北海道ニモ適用致シマシテ、北海道ハ此ノ法律ニ依リマシテ緊密ナル連絡ヲ執ッテ參リマス積リデゴザイマス、尙今御指摘ノ通り落葉松等ニ付キマシテハ、朝鮮ニ相當產出ガゴザイマシテ、内地ニ移入スル必要ガ間々アルノデゴザイマス、從ッテ朝鮮總督府トモ連絡ヲ執リマシテ、朝鮮總督府ニ於テ此ノ法律ヲ施行シタ後ニ於キマシテ、母樹保護ニ付テノ何等カノ施設ヲ執ラレタイト云フコトヲ私共ノ方カラ申入レラレテアルヤウデアリマス、之ニ付テハ大體朝鮮總督府ニ於テモ何等カノ御施設ヲ爲サル御意嚮ノヤウニ承ッテ居リマス

○男爵三須精一君 次ニ御尋ネシタイコトハ、母樹又ハ母樹林ノ選定ニ關スルコトデ

ゴザイマス、第三條ニ於ケル所ノ母樹、母樹林ノ選定ニ付テ、其ノ樹齡ノ範圍ニ付テ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○政府委員(村上富士太郎君) 母樹ハ通常ニ於キマシテ、是ハ十分成熟致シマシテ、時日ノ相當多イコトガ一番必要ト思ヒマス、ソコデ先ヅ五十年以上七十年、或ハ八十年位ノ間ヲ母樹林トシテ指定シテアリマス、ソレカラ又老齡ニナリマス結實力モ衰ヘマスカラ、解除致シタイト思ヒマス

○男爵三須精一君 次ニ母樹選定ニ際シマシテ、一地帯ニ母樹林ヲ集團セシムル方法ヲ御執リニナリマスガ、或ハ集團セシメナイデ母樹選定ヲ爲サイマスガ、其ノ點ニ付テ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○政府委員(村上富士太郎君) 管理上カラ言ヒマス、大體近接地域ニ多數ノ母樹ヲ指定スルコトガ便利デゴザイマスガ、併シ實際問題トシテハ單木ノ母樹モ相當多カラウト思ヒマス、尙一ツノ母樹林ノ面積ハサウ大キクハ致サナイ積リデゴザイマシテ、大體一町歩位以下ニ致シタイト思ヒマス

○男爵三須精一君 次ニ私ハ先般林業種子輸出狀況ノ表ヲ戴キマシタ、之ヲ拜見シマスト、落葉松ガ一番多量デゴザイマスガ、是ハ十三年度ノ調査デアリマス故ニ、昨年

ハ非常ニ落葉松ガ不作デアリマス結果少イト思ヒマスガ、之ノ豐作ノ場合ニハ相當落葉松ガ海外ノ輸出サレルト思ヒマス、政府ハ此ノ林業種子輸出ニ關シ其ノ組織方法ヲ研究シタラバ、私ハ將來是ガ進展ニ付テ相當出ルノデハナイカト思フノデアリマスガ、政府ハ此ノ點ニ付テ如何ニ御考ニナリマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 落葉松ハ只今一番能ク出テ居リマスガ、之ヲ積極的ニ輸出スルト云フコトハ、ドウモ私トシテハ寧ロ困ルト思ヒマス、是以上出マスレバ、ドウモ内地ノ落葉松ノ種ノ暴騰ヲ來シマシテ、内地ノ植栽ニ困リマスゾデ、寧ロ輸出ハ制限シナケレバナラスカト思ッテ居リマス、何分落葉松其ノモノノ母樹ガサウ内地ニ多クナイ次第デゴザイマスカラ、之ヲ積極的ニ輸出ヲ増進スルト云フコトハ困難デハナイカト思ヒマス、其ノ外ノモノニ付キマシテハ出梨、一位ハ少々出マスノデアリマシテ、此ノ種子ノ輸出ト云フコトハ、林業用種子ノ輸出ト云フモノハ、ドウモ積極的ニ將來モヤリ兼ネルノデハナイカト思ヒマス、唯農業用ノ種子ニ付キマシテハ、農業用ト云フカ、農業用ト云フヨリモ觀賞用ノ種子、例ヘバ薔薇デアルトカ葛類、斯ウ

云フモノノ種子ハ相當矢張り一年ニ數萬圓出マスカラ、斯ウ云ツヤウナモノニ付テハ、將來更ニ是ガ輸出増進ヲサセルト云フ必要ガアルト思ヒマスガ、林業ノ種子ニ付キマシテハ餘リ之ヲ輸出致シマス、内地ノ種子ガ非常ニ高クナリマシテ、而モ其ノ金錢價值カラ云フト遙カニ少イモノデゴザイマスカラ、積極的ニヤルコトハドウカト考ヘテ居リマス

○男爵三須精一君 私ノ質問ハ是デ終リマス

○山本米三君 私ハ施業案ニ付テ一二御尋ヲ致シタイノデアリマス、森林所有者ノ經濟的能力ト云フモノハ、各人其ノ狀態ヲ異ニ致シテ居リマス、ソコデ施業案ヲ編成致シマシテ、森林組合デ之ヲ取纏メマスル場合ニ於キマシテ、甲ノ施業案ト乙ノ施業案トガ、其ノ森林ノ狀態ガ全ク同一デゴザイマシテモ、經濟的能力ヲ異ニ致シマス場合、自然其ノ施業案ノ異ルコトガアルノデアラウト思フノデゴザイマスルガ、是ハ組合ト致シマシテソレヲ取纏メマスル場合、先ヅ統一上是デ差支ナイト云フ風ナ御方針デゴザイマセウカ、其ノ點ヲ伺ヒマス

○政府委員(村上富士太郎君) 御承知ノ通り民業地ニ於キマシテハ、多少ノ相違ハゴ

ザイマスケレドモ、大體同ジヤウナ林地ニ於テハ同ジヤウナ施業方法ヲ取ツテ居ラレルノガ實情デアリマス、例ヘバ吉野ノ地方ニナレバ大體同ジヤウナ狀況ヲ取ラレ、又天龍地方ニナレバ同ジヤウナ施業條件ヲ取ラレテ居ルノガ通例デアリマシテ、著シク離レタモノハナイヤウニ思ヒマス、唯其ノ伐期等ニ付キマシテ多少各人ガ違フノハ、是ハ當然デアリマシテ、ソレヲ組合デ統率スル必要モ勿論ナイト思ヒマス、唯、伐採ヲ致シマシテ、林道ヲ付ケルト云フヤウナ場合ニ於キマシテ、大體伐期等モ似タモノデアリ、同ジ種子ガ同ジヤウニ植エラレル方ガ、森林利用上カラ言ヒマスト非常ニ便利デアリマスカラ、ソコニ多少ノ調節ヲ致スト云フコトハアラウト存ジマス、其ノ伐期等ニ付キマシテハ、大體ニ於テ各人ノ御意嚮ヲ其ノ儘施業案ニ反映シテ作ラナケレバナラスト思ヒマス

○山本米三君 只今ノ御説デ能ク分リマシタデゴザイマスルガ、何分此ノ法案實施ノ曉ニ於キマシテ、一町村内ノ甲若シクハ乙ト云フ者ノ間ニ於テ、幾分施業案ノ異ル所ガアリマシテモ、ソレハ寧ロ此ノ改正案ノ方針デアル、精神デアルト云フコトガ矢張り分リマスカラニ指導シテ行ク必要モ實ハ

アルト思フノデゴザイマス、唯畫一的ニ總テヲヤル、斯ウ云フノデゴザイマスレバ、何等其ノ損害ニ於キマシテモ苦情モ起リマセヌデゴザイマスケレドモ、多少斟酌ヲ加ヘルト云フコトガ、寧ロ法ノ精神デアルト云フ以上ハ、矢張り之ヲ諒解セシムル必要モアルト思ヒマシテ、實ハ御尋ヲ致シマシタ次第デゴザイマス、只今ノ局長ノ御説明デ能ク分リマシタノデゴザイマス、尙施業案ノ編成ニ付キマシテ、命令事項ニ依リマシテ五十町歩以上ハ個人デ編成スル、以下ハ森林組合ヲ組織致シマシテ、組合ヲ通ジテ其ノ設備ガ出來ル、斯ウ云フ風ニナルコトハ御説明ニ依リテ能ク分ッテ居ルノデゴザイマスルガ、衆議院ノ或委員ノ話サレマシタ速記録ヲ見マス、極メテ小サキ地積ヲ有シテ居ル者ヲ除クト云フ何ガゴザイマ

スノデ、是ハ何方速記ノ誤デゴザイマセウカドウカト思フノデゴザイマスルガ、一應念ノ爲ニ御伺ヲ致シタイノデゴザイマス

○政府委員(村上富士太郎君) 大體一町歩以下ノ所有者ハ組合カラ除クト、斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマス、勿論御希望デ入ラレルコトナラバ、無論ハ認メマスケレドモ、加入ノ義務ナシト致シタイト思ヒマス

事項ニモ載ッテ居リマセヌガ、先ヅ御方針トシテサウ云フ風ナコトニ御進ミニナリマスコトニナルノデゴザイマセウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 是ハ今度ノ改正ニハ直接關係ガゴザイマセヌカラ書キマセヌデシタガ、今ノ森林法施行規則ニ命令ヲ以テ定ムル所ノモノハ森林組合ニ加入ノ義務ナシト云フコトニナッテ居リマス、ソコニ於テ其ノ命令ト致シマシテ此ノ度考ヘテ居ルノハ、國有林デアルトカ、御料林デアルトカ、公有林デアルトカ、一町歩以下ノ所有者、五十町歩以上ノ大林業家デ施業案ヲ作ツタモノハ、是ハ加入ノ義務ナシト致シタイト斯ウ思ッテ居リマス

○山本米三君 次ニ伺ヒタイト思ヒマスノハ、チヨット法文ノ文字ノ上デゴザイマス、此ノ施業案ナルモノハ組合ヲ拵ヘマシタ場合、各自ノ狀態ニ依リマシテ施業案ヲ編成致シマシテ、其ノ施業ハ各自ノ經濟ニ於テ之ヲスルモノト實ハ思フノデゴザイマスルガ、法文ハ「施業ヲ爲スコト」トゴザイマス、是デ宜イノデゴザイマセウカ、詰リ事實ニ於キマシテハ爲サシムルコトニナルノデゴザイマスルガ、チヨット其ノ邊ヲ伺ヒタイノデゴザイマス

○政府委員(村上富士太郎君) 六十二條ノ一

項ハ、共有森林等ニ於キマシテ、是ハ組合ガ自ラヤル場合ノコトデアリマシテ、普通ノ場合ハ皆二項ニ依ッテ處理シタイト思ヒマス

○山本米三君 明瞭ニ了承致シマシテゴザイマス、次ニ罰則ニ付テ御伺致シタイノデゴザイマス、舊法トハ大分變テ居リマスルガ、是ハ現行ノ刑法ト均衡ヲ取りマシテ、刑ノ整理ヲセラレタモノト解釋シテ宜シウゴザイマセウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 御趣旨ノ通りデゴザイマス

○山本米三君 種苗法案ニ付テ御伺ヒシテモ宜シウゴザイマセウカ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 宜シウゴザイマス

○山本米三君 種苗法案ニ付キマシテ御伺ヲ致シタイノデゴザイマスルガ、此ノ法案ハ優良ナ種苗ヲ豊富ニ供給スルト云フコトデアリマシテ、造林ノ經營上ニ於キマシテハ誠ニ喜バシイコトデゴザイマス、種苗ノ善シ惡シハ其ノ植栽ノ當時ハ全ク分ラヌノデゴザイマスガ、十數年經チマス、幼齡樹カラ採リマシタ所ノ實ヲ以チマシテ出來タ所ノ苗ハ、實ガ成リマス、萎縮シテ生長ガ止ッテシマフノデゴザイマス、非常ニ其際

失望ヲスルト云フヤウナコトニ相成リマシテ、苗木ノ優良ナモノヲ選バレルト云フコトハ誠ニ肝要ナコトデゴザイマシテ、此ノ法案ノ制定サレマスルコトハ大變結構ナコトト思フノデゴザイマスルガ、併シ只今ノ

狀況ヲ見マスルト非常ニ此ノ種苗ガ不足ヲ致シテ居リマス、從ッテ價格ハ相當造林ノ上ニ於キマシテノ負擔ヲ重ク致シテ居リマスルコトデゴザイマス、之ニ對シマシテハ何トカ政府ニ於キマシテ、此ノ際豊富ニ且價モ餘リ高クナイコトニ供給サレマスルヤウナコトニ付テハ、折角御心配ヲ下サレテ居ルコトトハ思ヒマスルガ、具體的ノ考ガゴザイマスレバ拜承致シタイト思フノデゴザイマス

○政府委員(村上富士太郎君) 優良ナ種子ヲ豊富ニ供給致シマスルコトハ、造林ノ成績ヲ擧ゲマス上カラ致シマシテ、極メテ必要デゴザイマス、政府モ之ニ鑑ミマシテ數年來國有林ニ特ニ母樹林ヲ設定致シマシテ、ソレカラ優良樹種ノ拂下ヲ實行シテ居リマス、此ノ方法ハ益、今後擴充スル積リデゴザイマス、尙此ノ度造林ニ關スル經費ヲ六十五萬圓増額致シマシタニ當リマシテ、種子ノ採取費ニ付キマシテ補助金ヲ與フルコトニ致シマシタ、即チ種子ノ採取ニハ相當

ノ費用ガ掛リマスルノデ、其ノ經費ノ三分ノ一ノ補助金ヲ出スコトニ致シマシテ、種子ノ費用ノ低下ヲ計リタイト考ヘテ居リマス

○山本米三君 第十二條ニ付テデゴザイマスガ、其ノ販賣スル種苗ニ保證票ヲ添附セシムルコトヲ得「トゴザイマスガ、是ハ寧ロ添附サセルコトハ必要デアリマスカラ、「スルコト」ト致シマスル方ガ適當デハナイカト思フノデゴザイマスガ、實ハ矢張り袋ニ入レマシテ、或ハ相當ノ機關ヲ以テ之ヲ御検査ニナッテ、之ニ保證票ヲ添附サセル、斯ウ云フコトニモナリマセウガ、苗木ノ場合ハドウ云フ風ニ御考ニナッテ居ルノデゴザイマセウカ、苗圃ニ付テ之ヲ檢査シ、之ニ保證票ヲ與ヘルト云フコトニナリマスルト、手數ヲ省クト云フヤウナ必要ヲ感ジマスルコトニモナリマスルガ、之ニ付キマシテハドウ云フ風ナ御考ガ御アリニナルノデゴザイマセウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 苗木ニ付キマシテハ、取引ヲ致シマス時ニ荷造ヲスルニ附ケサセタイト思ヒマス

○山本米三君 尙「セシムルコトヲ得」ト云フ點ニ付キマシテハ、如何デゴザイマセウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 是ハ此ノ法律ヲ施行致シマスルト共ニ、少クトモ杉デアルトカ、檜デアルトカ、松デアルトカ云フヤウナ最も重要ナ樹種ニ付キマシテハ、直チニ保證票ヲ全部附ケサセタイト思ヒマス、但シ種子如何ニ依リマシテ全ク其處迄行ク必要ノナイモノモアラウト思ヒマスノデ、全部ニ義務付ケルコトヲ致シマセヌデ、命令ニ依リマシテ必要アルモノニ限ッテヤラウ、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、併シナガラ現在直チニ勅令ヲ以テ指定シマス場合ノヤウナ重要樹種ニ付キマシテハ、大體ニ於テハ保證票ヲ附ケサセルコトヲ義務ト致シタイト思ヒマス

○山本米三君 モウ一ツ御伺致シタイノデゴザイマスガ、船舶若シクハ軍用ノ資材ト致シマシテ、樅竝ニ樺ト云フヤウナ樹種デゴザイマス、斯ウ云フ風ナモノハ殆ド全國ニ互リマシテ伐リ盡サレタデハナイカト思ハレルノデゴザイマスガ、是ガ代用材モ考ヘラレテ居ルコトト思ヒマスガ、何分斯ウ云フ樹種ハ百年以上掛リマセヌト用材ニハ相成リマセヌノデス、民間ト致シマシテ非常ニ長期ニ互リマスル樹種ヲ選ブ上ニ於キマシテハ、相當困難ナ狀態モアラウト思フノデアリマス、政府ニ於カレマシテハ斯樣

ナ樹種ノ資源ノ確保ニ付テハ、ドウ云フ風
ナ御考ヲ持ッテ居ラレマスノデスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 極メテ適切
ナ御質問デゴザイマシテ、樺、樫ノ類ハ次

第二其ノ蓄積ヲ減ジツ、アリマスノデ、是
ガ補充ハ一刻モ抛ッテ置ク譯ニ行カヌト思
ヒマス、但シ御承知ノ通り百年以上モ本當

ノ用途ニ適スル迄ニハ、生長致シマスル迄
ニハ掛リマスノデ、今ヨリ是ガ補給策ヲ講
ジナケレバナラスノデス、ソコデ國有林等

ニ付キマシテハ一部是等ノ造林ニ付テ特殊
ノ研究ヲ致シ、ソレガ實行ニ努メツ、アル
ヤウナ現狀デアリマス、尙樫等ノ代用材ト

致シマシテモ、九州地方ニアリマスル所ノ
「タブ」デアルトカ云フヤウナ堅イ木ハ相當
ニ是ガ代用ヲ勤メマスコトガ最近ノ研究ニ

於テ分リマシタノデ、ドウシテモ樺デアル
トカ樫デアルトカ云フヤウナモノヲ必要ト
スル場所以外ノモノニ付キマシテハ、左様

ナ外ノ木ヲ之ニ充デタイ、サウ云フヤウニ
シテ目下實行中デゴザイマス

○山本米三君 私ノ質問ハ是デ一應終リマ
ス

○絲原武太郎君 條文ノ各條ニ付テ質問致
シタイト思ヒマス、第十一條ニ「若ハ公共團
體ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得」トアリマ

ス、此ノ公共團體ト云フノハ、ドウ云フ種
類ノモノヲ御考ニナッテ居リマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 市町村デゴ
ザイマス

○絲原武太郎君 市町村ニ限ル御考デスカ
○政府委員(村上富士太郎君) 左様デゴザ
イマス

○絲原武太郎君 同條ノ「森林所有者カ其
ノ生活ヲ維持スル爲ニ已ムヲ得サルニ出テタ
ル伐採ニ付テハ之ヲ適用セス」、此ノ生活ヲ

維持スル爲ニ已ムヲ得ザルト云フ認定ハ、
ドウ云フ風ニ爲サル御考デゴザイマスカ、
此ノ認定ハ矢張り地方長官ガ爲サルノデゴ
ザイマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 命令ヲ下シ
マスル所ノ行政官廳、即チ普通ノ場合ニ於
テハ地方長官ガ之ヲ認定スル譯デゴザイマ
スカ

○絲原武太郎君 此ノ「生活ヲ維持スル爲
ニ已ムヲ得サル」ト云フコトハ、是ハ隨分認定
ノ困難ナ事柄デヤナイカト思フノデス、例

ヲ申シマスト、ドウ云フ程度迄ハ御許シニ
ナル御考デゴザイマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 一家離散ス
ル、或ハ從來其處ニ於テ相當ナ生活ヲ致シ
テ居リマシタガ、此ノ木ヲ伐ラナイ時ニハ

財産ヲ差押ヘラレテ、サウシテ非常ナ價格
ヲズツト落サナケレバナラスト、左様ナ場
合ヲ申シマスノデ、相當是ハ狹ク解シタイ
ト思ヒマス

○絲原武太郎君 サウ致シマスト、負債ノ
生ジタル時ハドウナリマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 負債ヲ生ジ
タト云フコトダケデ直チニ之ヲ實行スル譯
ニハ行キマセス

○絲原武太郎君 次ニ第十一條ノ二ノ所デ
アリマスガ、是ハ新シク作ラレマシタ條項
デゴザイマスガ、行政官廳ニ於テ行政執行

法第六條ノ例ニ依ッテ之ヲ徵收スル、斯ウ云
フ條文ガゴザイマス、是ハ「施業案ヲ編成シ
若ハ之ヲ變更スルニ要シタル費用」、其ノ事

柄ニ依ッテ之ヲ爲サザル時ハ、其ノ費用ハ今
ノ行政執行法第六條ノ條項ニ依ッテ之ヲ徵
收スル、斯ウ云フヤウナ規定ニ相成ッテ居リ

マス、一般ニ斯ウ云フコトハ恐ラク私ハ極
ク實行ノ稀ナコトダト思フノデアリマスガ、
併シ此ノ程度ニ付テハドウ云フナンデゴザ
イマスカ、或ハ國土保安トカ、地勢上ノ關

係トカ、特別ナ事柄事情ヨリ命令ヲ爲サザ
ルモノト云フヤウナ御考ダラウト思フノデ
スガ、ソコハ如何デゴザイマスカ
○政府委員(村上富士太郎君) 大體伐採ノ

停止命令或ハ造林命令等ヲ致シマスノデ、
只今絲原サンガ御指摘ニナリマシタ國土保
安上、森林荒廢ノ虞アルヤウナヒドイ時ニ

サウ云フ命令ヲ出シマス、左様ナ場合ニ於
テハ、其ノ命令ニ對シマシテハ普通ノ場合
ハ之ヲ御實行ニナルト思ヒマスガ、何度命

令ヲ出シテモ聽カスト云フ場合ニ之ヲ實行
スルモノデ、是ハ頗ル稀ナ場合ト思ヒマス
○絲原武太郎君 此ノ條項ハ御實行ナサレ

ルニ當リマシテハ、能クドウカ御研究ノ上
ニ、萬已ムヲ得ザル時ニ限り御實行ニナル
ヤウニ希望致シテ置キマス、次ニ第十三條

ノ二ハ、是亦新シク罰則追加規定ニナッテ居
リマスガ、「行政官廳必要アリト認ムルトキ
ハ森林產物ノ生産若ハ取引又ハ森林產物ヲ

原料トスル物品ノ製造ヲ爲ス者ニ對シ森林
產物ノ需給ノ狀況ニ關スル事項ノ報告ヲ命
シ又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ニ

付必要ナル調査ヲ爲スコトヲ得」、斯ウ云フ
條項デゴザイマス、之ニ對シマシテハ罰則
ノ適當ガアルコトニ相成ッテ居ルノデアリ

マス、違反ノアリマス時ニハ、即チ第九十
五條ノ二、デゴザイマス、「左ノ各號ノ一ニ
該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處
ス」、其ノ一ガ「第十三條ノ二ノ規定ニ依ル
報告ヲ爲サス又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル

者、斯様ニ相成ッテ居リマス、私考ヘマスニ、此ノ適用モ恐ラク需給關係ノ統計ヲ御取リニナリ、又此ノ一般ヲ御調査ニ相成リマスル必要上、此ノ條項ヲ御作リニナツタモノト思フノデアリマス、茲ニ私非常ニ恐レマスノハ、森林產物ノ生産デアリマスルガ、取引致シマストカ、販賣致シマストカ云フモノハ、ソレハ是ハ諸種ノ事情ヲ調査モ致シマセウケレドモ、森林產物ノ生産ト云フコトハ、非常ニ是ハ山村デハ多數之ニ當ッテ居ルノデアリマス、中ニハ極ク生活程度ノ低イ者ガ生産致シテ居リマス、先日申上

ノ十三條ノ二ヲ適用シテ一々報告ヲ徴スル必要モナカラウカト考ヘテ居リマス

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ區域ト云フモノハ、普通ノ場合ニ於キマシテハ、二項ニ依リマシテ、「市町村又ハ之ニ準スヘキモノノ區域」ニナル譯デゴザイマス

アリマスルガ、尙又其ノ一部ノ變更ニ對シテハ恐ラク當該府縣ノ長官ニ委任ナサル、斯ウ云フコトニ相成ルドラウト思ヒマスルガ、是ハドウ云フコトカラ致シマシテ、農林省ト致シマシテ大臣ガ爲サラネバナラスコトニナルデセウカ

デマシタ製炭夫ノ如キ者ガアリマス、モウ少シ之ヲ嚴重ニ御取締リ爲サイマスルナラバ、此ノ罰則ハ到ル處ニ極メテ小ナル林產物生産者ニ適用セラレコトニ相成ルト思ヒマス、大森林所有者、或ハ大量ノ林產物ヲ取扱ッテ居リマス者、或ハ之ヲ生産致シマスト云フ者ハ、是ハ此ノ罰則ニ依リマシテ御取締リニナルト云フコトガ適當ナコトト

○政府委員(村上富士太郎君) 報告ヲ命ジマシテ、其ノ報告ニ付キマシテ尙疑點ガアリマスル時ニ、調査ヲ爲シ得ル所ノ權限ヲ行政官廳ニ保留シテ置カウト云フノデアリマス、常ニ帳簿物件ヲ調査スルノデハゴザイマセス

○政府委員(村上富士太郎君) 是ハ市町村制ヲ施行シテ居ラナイ所ガ、島嶼ニハマダ殘ッテ居リマスカラ、ソレヲ申シタ譯デアリマス

○政府委員(村上富士太郎君) 二府縣以上ニ跨ッタ森林ニ付キマシテハ、ドツチカノ地方長官ガ實行スルト云フコトハ、是ハドウモ却テ工合ガ惡カラウ、兩方メ面積ガ非常ニ違ッテ居リマスレバ、大面積ノ方ノ地方長官ガヤッテモ宜イト云フヤウナコトガ起ルカモ知レマセスケレドモ、大體似タヤウナ面積デ丁度縣境ノ脊梁山脈等ニ跨ッタ森林ガアルト云フヤウナ場合ニハ、是ハ一方ノ地方長官ニ之ヲ全部一任スルト云フノガ却テ面倒デゴザイマスカラ、之ヲ主務大臣ニ委付シタ譯デアリマス、唯其ノ施業案ノ一部變更、丁度當該地ニ屬スル所ノ施業案ノ一部變更ミタイナ輕易ナモノニ付キマシテハ、各地方長官ニ任サウト斯ウ考ヘテ居リマス

思ヒマスケレドモ、小山林生産者ニ對シマシテハドウ云フ御積リデアリマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 製炭夫等ハ、御承知ノ通り只今製炭検査ヲ致シテ居リマシテ、木炭検査員ガ大體森林生産物ノ生産狀況ガハッキリ分ッテ居リマスカラ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハドウ云フ御見込デゴザイマセウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 御承知ノ通

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

○政府委員(村上富士太郎君) 一定ノ地區ト云フコトハ、組合ノ區域ニ對シマシテハ「特別ノ事情ニアル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」ト云フ規定ガアリマスルガ、此

リ施業案ハ其ノ所有者ガ作ルノデアリマス
ガ、認可等ヲ農林省ガヤル譯デゴザイマス
○絲原武太郎君 次ニ七十條ノ森林組合ニ
關聯致シマシテ、「組合員ノ森林ノ維持又ハ
施業ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト」ト云
フ條項ガアリマスガ、ソレハ森林組合員ニ
取ッテハ極メテ大切ナ、或ハ事ニ依ルト骨子
ニナル條項デナイカト思フノデアリマス、
其ノ條項ニ對シマシテ政府ノ御考ニナッテ居
リマス所ヲ御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(村上富士太郎君) 森林組合ノ

組合員ガ例ヘバ施業ヲ期セラル、ガ爲ニ幼
齡林ノ早期伐採ガ出來ナイト云フヤウナ時
ニ、金ヲ借りタイ、是ガ森林ノ維持ノ爲ニ
必要ナル場合ニハ資金ヲ貸サウト云フ譯デ
アリマス、尙ソコニ何カ特殊ノ施設ヲシタ
イガ爲ニ、施業上必要ナル所ノ資金ガ欲シ
イト云フヤウナ場合ニモ、ソレモ貸シ得ル、
之ニ依リマシテ森林組合ヲ通シマシテ金融
ノ途ヲ開クコトニ依リマシテ、從來斯ウ云
フコトノナカッタ所ノモノニ對シマシテ相當
ノ利便ヲ與ヘタイト、斯ウ考ヘテ居ル次第
デアリマス

○絲原武太郎君 尙此ノ七十條ノ第二項ノ
第三號デゴザイマスガ、「地區内ニ居住スル
森林所有者ヲ創設スル爲地區内ノ森林ヲ取

得スルコト」斯ウ云フ條項ガアリマスガ、是

ハ恐ラク私ハ前議會ニ通過致シマシタ農地
法ニ準ジテ、此ノ條項ヲ御設ケニナッタモ
ノト思ヒマス、誠ニ是ハ結構ナ條項デアリ
マスガ、此ノ條項ヲ實現致シマスニハ、第
二ニ資金貸付ノ關係ガ是ハ當然起キテ參ル
コトダト思フノデアリマス、私ハ斯クアリ
タイト思フノデアリマス、茲ニ於キマシテ
森林組合ニ對シマスル資金問題ガ起ルノデ
アリマスガ、是ハ衆議院デモ繰返シ此ノコ
トハ質問應答ニナッテ居リマスカラ、私ハ餘
リ多クハ此ノコトニ觸レマセヌ考デゴザイ
マス、政府ノ只今ノ御答辯以上ニ、何カ將
來ニ對シマスル森林組合ノ資金ニ對シマシ
テノ御氣持ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○政府委員(村上富士太郎君) 此ノ二、三

等ハ、森林組合ノ自己資金バカリデハ足り
マセヌノデ、矢張り一般金融業者等カラ借
入レテ、斯ウ云フコトヲ實行致サナケレバ
ナラナイト思ヒマス、是モ從來ト異リマシ
テ、眞中ニ森林組合ガアリマスレバ、是ハ
前回ニ小林委員ノ仰セノ通り、一種ノ森林
組合ガ保證人ミタヤウナ形ヲ取ルト云フコ
トニナリマシテ、十分組合員ノ施業モ監督
シ、又抵當流レニナリマシタ時ハ、自分ガ
自ラ委託ヲ受ケテ森林ノ施業モ致スト云フ

コトニナリマスノデ、從來ヨリモ金融業者
等ニ於キマシテハ貸シ好クナルデアラウト
思ヒマス、併シナガラ元來此ノ森林經營ニ
必要ナル資金ハ低利デアリ、殊ニ長ク固定ス
ルモノデアリマスカラ、現在ノ制度ノミヲ
以テシテハ餘リニ莫大ナル所ノ資金ヲ此ノ
方面ニ投ゼシムルト云フコトハ、是ハナカ
ナカ困難デアラウト思ヒマス、之ニハ度々
大臣モ申上ゲマシタ通りニ、新ナル特殊ナ
何カノ機關ヲ茲ニ設ケルカ、或ハ現在ノ勸
業銀行法、或ハ農工銀行法等ニ付テ特別ノ
改正ヲ加ヘルトカ、何カノコトヲ致シマシ
テ、低利ニシテ且長ク固定スル所ノ金融ノ
途ヲ開ク必要ガアラウ、ソレ等ヲ開クニハ
色々ニ是モ尙考究ヲ致サナケレバナリマセ
ヌガ、其ノ第一ノ端緒ト致シマシテ、茲ニ
森林組合ニ貸付ノ制度ヲ一ツ開イテ置イ
テ、將來森林金融ヲ主トシテ打開シテ參リ
マセウガ、ソレハ矢張り此ノ口ヲ通シテ打
開シテ行クノデハナイカト思ヒマス、ソレ
デ是モ一ツノ端緒トシテ斯ウ云フ制度ヲ開
イタ譯デアリマス

○絲原武太郎君 御答辯デ御方針ハ能ク拜
承致シマシテゴザイマスガ、此ノ點ハ組合
ノ存立、活動上非常ニ重大ナ事柄デアリマ
スルガ故ニ、政府ニ於キマシテハ十分善處

セラレムコトヲ希望致シマスルト共ニ、此

ノ組合ノ中心ニナリマスル所謂中心人物
ハ、是亦組合ノ興廢ニ係リマス事柄デアリ
マスルガ故ニ、之ニ對シマシテノ注意監督
ハ特別ニドウカ各監督官廳ニ於テ御考ヲ有
セラレマシテ、萬遺憾ナキヲ期セラレムコ
トヲ希望致シマス、次ニ此ノ森林金融ト地
方ニ於キマス所ノ産業組合ノ信用組合トノ
聯絡ニ付テハ、何カ政府デモ御考慮ニ相成ッ
テ居リマスカ、全ク波交渉デゴザイマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 只今産業組

合等カラモ多少森林ニ對シテ金融ヲ致シテ
居リマスガ、元來産業組合ノ金融ト云フモ
ノハ、寧ロ短期デアルベキノガ當リ前デゴ
ザイマスカラ、此ノ産業組合系統ヲ通ジテ
森林金融等ニ付テ更ニ其ノ方ヲ助長シテ行
クト云フヤウナコトハ、今ノ所私共ハ考ヘ
テ居リマセヌ

○絲原武太郎君 第七十四條ノ森林組合ノ

聯合會、此ノ區域ハドウ云フ風ノ御考ヲ有
セラレマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 是ハ大體一

流域ト云フヤウナモノヲ考ヘテ居リマス、
例ヘバ天龍流域ノ森林組合聯合會トカ、吉
野川流域ノ森林組合聯合會ト云フヤウナモ
ノヲ考ヘテ居リマスガ、但シ現ニ縣ニ依リ

マシテハ一府縣全體ノ森林組合聯合會ト云フモノガ、私的ニ出來上ツテ居ル所ガアリマスノデ、サウ云フモノハ勿論認メテ差支ナイト思ヒマス

○絲原武太郎君 原則トシテ行政區域ノ府縣ト云フ御考デセウネ

○政府委員(村上富士太郎君) 大體ハ府縣デゴザイマスケレドモ、流域別ニナリマスト府縣ノ又一部ニナリマス、又場合ニ依ツテハ二府縣ニ跨ルヤウナコトモアラウカト思ヒマス

○絲原武太郎君 中央ニ於テ聯合會ヲ總括ナサル更ニ何カノ機關ヲ御設置ニナル御考ハアリマセヌカ

○政府委員(村上富士太郎君) 中央ニ於ケル所ノ森林組合聯合會ト云フモノヲ、只今設置スル意思ハ持チマセヌ、是ハ府縣ヲ一ツノ單位ニ致シマシテ、流域別ニ例ヘバ森林組合ガ出來マスレバ、ソレノ聯合會ト云フモノヲ從ツテ設置スル必要ガアラウト思ヒマスガ、例ヘバ静岡等ニ於キマシテ大井川流域、天龍流域ト云フヤウナ森林組合聯合會ガ出來マスレバ、ソレノ更ニ連絡ノ聯合會ト云フモノガ出來ルカト思ヒマス、併シ今森林組合聯合會ノ中央團體ヲ作ル必要ハ、今ノ所ナイヤウニ思ヒマス、但シ是

ガ愈々發達シテ參リマスレバ、將來ハサウ云フコトガ起ルカモ知レマセヌガ、只今直チニ其ノ必要ハナイト考ヘテ居リマス

○絲原武太郎君 了承致シマシタ、私ハ森林金融其ノ他ニ關係ヲ有シマスルガ故ニ、將來國家ニ於テ相當此ノ組合ノ助成ニ付キマシテハ御考慮ヲ必要トシマスルガ故ニ、民間ノ聲ヲ御聽キニナル、或ハ連絡スルト云フ目的ヲ達シマスルト云フ上ニ於キマシテハ中央ノ團體、是ハ總括シマシタ團體ト云フモノヲ作ル必要ガ起ルト思フノデアリマス、故ニ能ク御調査相成リマシテ、私ハ是等ノ團體ヲ統轄シテ速カニソレヲ組織ニ相成ル方ガ、森林業者ノ上ニ付キマシテ御便利デハナイカ、斯様ニ考ヘマス、其ノ意見ヲ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、ソレカラ次イデ伺ヒタイト思ヒマスコトハ、今期議會ニ寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財産ノ處分ニ關スル法律案ガ提出相成リマシテ、是ガ本院ハ通過致シテ、今衆議院ニ廻付サレテ居リマス、從來此ノ寺院ヲ中心ト致シマシタ森林ノ伐採保護ト云フコトニ付キマシテハ、極メテ嚴重ナル監督ノ組織ニ相成ツテ居ッタヤウニ思ヒマス、勿論風致上ノ關係モアリマセウシ、色々ノ關係モアリマス、是ガ今回寺院等ハ讓與若シクハ拂下ニ相

成ルト云フ風ノ規定ニナリマシテ、拂下ヲ受ケマスル寺院ハ、之ニ對シマシテ十箇年間ニ其ノ時價ノ半額ヲ政府ニ納メマシテ、サウシテ寺院ノ所有ニナルト云フ風ノ極メテ是ハ何ト申シマスカ、寬典アル法律案ト私ハ認メテ居リマス、從ツテ寺院ノ方デハ寺院ノ維持トカ、其ノ他ニ付キマシテ寺院ニ無償或ハ有償ニ致シマシテモ拂下ヲ受ケマス山林ノ伐採ニ取掛ラレルノデハナイカト思ハレルノデアリマス、而シテ半額ニシテ十箇年デ之ヲ還元スルトカ、又之ヲ轉賣スルトカ何トカ茲ニ左様ナ手段ヲ講ゼラレマシテ、寺院ガ納付金ヲ出スト云フ風ナコトニナリハシナイカト思フノデアリマス、是ハ私ハ此ノ法律案ハ農林省ノ方面デハ能ク緊密ヲ連絡ヲ取ツテ、サウシテ提案ニナツタモノト思フノデアリマス、此ノ方面ガ萬一濫伐ニ相成ルト云フヤウナコトニデモ相成リマシテ、今回ノ改正ノ御趣意ニモ反スルヤウナコトガアツテハナラナイ、斯様ニ考ヘマスガ、本案提出前ニ此ノ點ニ付キマシテハ如何様ナ御交渉ニ相成ツテ居リマシタデセウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 寺院境内ニ屬スル國有地ヲ拂下ゲマスル所ノ案件ニ付キマシテハ、國有財産調査會ニ付議サレテ

決定致シマシタノデアリマシテ、國有財産調査會ニハ從來農林次官並ニ山林局長ガ委員トシテ列席シテ居リマシテ、是等ノ點ニ付テハ十分協議致シマシタモノデゴザイマス、尙寺院境内ノ樹木ノ伐採ニ付キマシテハ、是ハ嚴重ナル所ノ監督ガアリマシテ、許可ナクシテハ伐採ガ全然出來ナイコトニ相成ツテ居リマス、デアリマスカラ濫伐等ノ起ルコトハ萬アルマイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○絲原武太郎君 私ガ憂ヘマスヤウナ事態ガ起リマセネバ誠ニ結構ナコトダト思フノデアリマスガ、寺院ガ拂下ヲ受ケマシタガ爲ニ、自然ニ左様ナコトニ相成リマシテハナラヌト考ヘマシテ、將來ノ此ノ方面ノ御監督ハ十二分ニ相成リマスヤウニ御註文申上ゲテ置キマス、以上デ私ハ終リマス

○子爵梅園篤彦君 現行法ノ第百六條ニ依リマシテ、北海道、沖繩縣其ノ他ノ島嶼ニ付キマシテハ、保安林ニ關スル規定ニ限リ之ヲ施行スル云々トアリマシテ、保安林ニ關シテハ規定サレテ居リマスルガ、現行法ハ北海道ニ於テハ施行セラレテ居ラナイノデアリマス、是ガ爲ニ相當過伐ガ行ハレマシテ、多少弊害ガ生ジタト云フコトモ聞イデ居ルノデアリマス、併シナガラ幸ヒ本改

正法律案が施行セラレルコトニナリマスル
ト、其ノ第百六條ニ於キマシテ、今後ハ北
海道ニ於テモ是ガ適用ヲ見ルコトニナリマ
スル結果、斯カル弊害ガ少クナリハシナイ
カト思ハレマシテ、或ハ絶無トナリハシナ
イカト思フテ、誠ニ結構ダト思フノデアリマ
ス、併シ是ガ爲北海道廳ニ於キマシテハ、
現行法ノ相當自由ナルニ比ベマシテ、可ナ
リ窮屈ト相成ルコトト思フノデアリマスル
ガ、蓋シ是ハ當然デアルト思ヒマス、然ル
ニ此ノ第百六條ヲ見マスルト「北海道ニ於
テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル事項ニ關シ
テハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得」トア
リマシテ、必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ
以テ特例ヲ設クルコトヲ得ルコトトナッテ
居リマス、是ハ北海道廳ノ本法ニ依ッテ生ジ
マスル所ノ其ノ窮屈トナルベギ所ヲバ緩和
スル拔穴デアルマイカト云フヤウニ考ヘル
ノデアリマス、就キマシテハ此ノ必要ナル
事項トハ如何ナルモノデアリマセウカ、此
ノ内容ニ付テ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(村上富士太郎君) 是ハ主トシ
テ地方長官ノ權限ニ屬スルコトデゴザイマ
シテ、内地ニ於キマシテハ一部主務大臣ノ
職權ニ屬シテ居リマスモノヲ、北海道ニ於
キマシテハ勅令ニ於テ之ヲ全部北海道長官

ニ委任スルト、斯ウ云フヤウニ致シテ居リ
マス、ソコガ特例ノ設ケテアル所デゴザイ
マス、ソレデ色々ノ今度ノ森林法ノ實質的
適用ニ付キマシテハ、内地ト北海道ト大體
同一步調デ行クト云フコトニ相成ッテ居ル次
第デアリマス

○小林嘉平治君 先刻ノ絲原委員ノ金融關
係ノ質問ニ付キマシテ、更ニ私ハ重ネテ確
メテ置キタイノデアリマス、此ノ第七十條
ノ二ノ「組合員ノ森林ノ維持又ハ施業ニ必
要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト」斯ウ云フコ
トガアルノデアリマス、此ノ森林ノ維持ト
云フコトモ、解釋ニ依リマシテハ是ハナカ
ナカ大キナ問題ニナッテ來ルト思フノデア
リマスガ、森林ノ維持ト云フコトハドンナ
意味デアアルノデアリマセウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 森林ヲ金融
上伐採シナケレバナラスト云フヤウナ場合
ニ、サウ云フ早期ナ伐採ハ經濟的カラ云ッテ
モ得デナシ、寧ロ是ハ組合カラ借りテ、サ
ウシテ其ノ森林ヲ持ッテ居タ方ガ宜カラウ、
斯様ナ意味ノ場合ノ貸付デゴザイマス、或
ハ他人ニ賣ラウト云フコトノ場合ニ於テモ、
ソレヲ賣ラナイデ、借りテ尙自分デ持ッテ居
ル、斯様ナモノモ含ミマス

○小林嘉平治君 ソレデハ何デゴザイマス

カ、他ノ金融業者カラ借受ケテ居ル借受金
ニ付テノ肩替リト云フコトモ含シデ居ルノ
デアリマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 勿論ソレモ
含ミマス

○小林嘉平治君 ソレデハ斯ウ云フコトハ
豫想サレノルデゴザイマスカ、經濟界ノ大
變動ニ依リマシテ、此ノ森林貸付デ隨分金
融業者モ損失ヲ致シテ居ルコトガアルノデ
アリマス、相當擔保ノ關係ヲ堅實ニ見積ッテ
置キマシテモ、先年ノ此ノ木材ノ値段ノ變
動ノヤウナ場合ニハ、眞面目ニ仕事ヲシテ
居リマシテモ、隨分擔保物ノ値下リノ爲大
缺損ヲ生ズル場合ガ生ジテ來ルノデアリマ
ス、現ニ金融業者トシテハ近キ經驗ガアル
ノデアリマス、此ノ組合ニ於テモ經濟界ノ
大變動ノ場合ニハサウ云フコトガアリ得ル
ト云フコトヲ豫メ豫想シテ掛ラナケレバナ
ラスト思ヒマスガ、其ノ邊ハ如何デスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 矢張り左様
ナコトハ考ヘテ貸付ヲ實行シナケレバイカ
スト思ヒマス、從ッテ其ノ森林ノ全額ニ金融
スルト云フコトハ、是ハ此ノ組合ト雖モソ
レハ獎勵スベキコトデハナカラウト考ヘテ
居リマス

○小林嘉平治君 此ノ法制ノ精神ノアル所

ハ能ク分リマシタマガ、サウ云フコトニナ
リマス、餘程是ハ慎重ニ考慮ラセナケレ
バナラストモノト存ジマスルガ、先刻モ絲原
委員カラ此ノ森林組合ニハ餘程堅實ナル人
ガ中心トナッテ經營シテ貰ハナケレバ困ル
ト云フヤウナ御話ガアリマシタ、殊ニ一村
内ニ於ケル金融デ、其ノ村ノ人ガ金融ノ中
心ノ人ニナルト云フヤウナコトニナリマス
ト、ソコニ弊害モ生ジマスシ、餘程茲ニ重
點ヲ置イテ考ヘナケレバナラスト思ヒマス
ガ、其ノ邊ハ如何ニ御考ニナリマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 御意見ノ通
リデアリマシテ、政府トシテ十分ニ監督ヲ
シテ行カナケレバナラスト、出資組合ニ付テ
ハ普通ノ組合以上ニ監督シテ行カニナケレ
バナラスト思ヒマス、何レ此ノ組合ガ次第
ニ發達シテ參リマシタ曉ニ於キマシテハ、
特別ノ監督吏員ト云フヤウナ者モ置ク必要
ガ起ッテ來ルノデハナイカト思ッテ居リマス

○小林嘉平治君 只今ノ御答辯ニ依リマス
ト、私共考ヘマスニ、出資ニ依ル第七十條
ノ森林組合ヲ今ノヤウナ大キナ仕事迄サセ
ルト云フ意味ニ於テ、直チニソコ迄突キ進
ダモノヲ拵ヘサスト云フコトハ少シ早過ギ
ヤシナイカ、此ノ森林金融ト云フコトハ所
謂施業ヲナス上ニ、又共同施設ヲナス上ニ

必要ナルモノト云フ意味ニ於テノモノハ宜イノデアリマス、其ノ邊ハ如何ニ御考ニナリマスカ、現ニ産業組合ナドノ實績ニ照シテ一層サウ云フ感ジヲ深クシテ居リマスガ、如何デスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 此ノ森林組合ハ、大體ニ於キマシテハ、施業ニ必要ナル資金ノ貸付ト云フコト、ソレカラ今申シマシタヤウナ、ドウモ森林ヲ他ニ賣ラナケレバナラスト云フヤウナ場合ニ、之ヲ維持スル爲ノ貸付ト云フコトニ致シタイト思ヒマス、唯廣クソレガ非常ナ大面積ノ森林等ノモノニ對シテ、大キナ資金ヲ貸付ケルト云フコトヲ、此ノ森林組合デ實行サスト云フコトハ、是ハ頗ル危険ナコトデ、成ルベクサウ云フコトハ避ケテ行キタイト思ヒマス

○小林嘉平治君 只今ノ局長ノ御氣持ノ在ル所ハ能ク分リマシタガ、今ノ御氣持ヲ何カ法制上公ニ規定ナサレル御意圖ガアリマスカ、ドウカ

○政府委員(村上富士太郎君) 是以上ニ法制デ限定スル必要ハナイト思ヒマス

○絲原武太郎君 チョット一言質問ヲ落シマシタカラ御許シヲ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 宜シウゴザ

イス

○絲原武太郎君 此ノ「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トシテアリマスガ、是ハ何時頃カラ實行ニ相成ル御心組デアリマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 成ルベク早ク實行ヲ致シタイト思ヒマスガ、之ニ伴フ所ノ施行勅令、施行規則等モアリマスノデ、如何ニ早く致シマス致シマシテモ、三箇月位ハ施行準備ニ掛ルト思ヒマス、從ツテ八月一日位ニ施行ガ出來レバ一番早イノデハナイカト考ヘテ居リマスガ……

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 速記ヲ止メテ

(速記中止)

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 速記ヲ始めテ……ソレデハ今日ハ是デ質問ヲ打切ツテ散會致シマス

午前十一時三十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵川村鐵太郎君
副委員長 男爵三須 精一君
委員

公爵一條 實孝君
侯爵佐竹 義春君
子爵伊集院兼知君

子爵鍋島 直繩君

子爵梅園 篤彦君

木場 貞長君

男爵小畑大太郎君

男爵近藤 滋彌君

松本 學君

小林嘉平治君

山本 米三君

絲原武太郎君

政府委員

農林政務次官 松村 謙三君

農林省山林局長 村上富士太郎君

貴族院森林法中改正法律案特別委員會會議事速記録第二號正誤

頁段 行 誤 正
八一 五 六百萬石 六千萬石